

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		令和7年度 第5回春日部市国民健康保険運営協議会	
開催日時		開 会	午後 1時30分
		閉 会	午後 2時28分
開催場所		春日部市役所 201、202会議室	
議長(会長等)氏名		会長 山崎 進	
出席者	委員氏名	(出席人数：11人) 嶋村 清、山崎 政美、山本 展久、渡 康弘、高橋 清哲、三宅 洋、山崎 進、山口 剛一、河井 美久、荒木 洋美、大野 とし子	
	説明者 その他	(出席人数：0人) 傍聴人：0人	
	事務局	(出席人数：6人) 健康保険部長 松本 英彦 健康保険部参事兼国民健康保険課長 山崎 員弘 収納管理課長 高橋 確 国民健康保険課国保給付担当主幹 小山 里佳 国民健康保険課国保税担当主幹 大和田 潤 国民健康保険課国保給付担当主査 江原 宏紀	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1. 春日部市国民健康保険税条例の一部改正について(案) 2. 令和7年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について 3. 令和8年度春日部市国民健康保険特別会計予算(案)について	
一部公開・非公開の場合はその理由		<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1、国民健康保険税条例の一部改正について(案) ・ 資料2-1、令和7年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案) ・ 資料2-2、補正予算事業別概要書 ・ 資料3-1、令和8年度春日部市国民健康保険特別会計予算(案) ・ 資料3-2、当初予算事業別概要書 ・ 資料3-3、令和8年度予算構成の説明 <p style="text-align: right;">以上</p>	

会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	春日部市国民健康保険に関する規則第5条第2項により会長が指名

発言者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>【開会】</p>
副市長	<p>【委嘱状交付】</p> <p>副市長より委嘱状の交付。 任期は、令和11年2月8日まで。</p>
事務局	<p>【副市長あいさつ】</p> <p>委員総数16名中11名の出席。過半数に達しているため、「春日部市国民健康保険に関する規則」第4条第3項の規定により、協議会成立。 また春日部市情報公開条例第27条の規定により公開。 傍聴の希望者なし。</p>
	<p>【委員紹介】</p>
	<p>【事務局職員自己紹介】</p>
事務局	<p>【会長・副会長の選出】</p> <p>当協議会は、2月8日で前委員の任期が満了となり、現在、会長、副会長ともに不在となっておりますので、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>春日部市国民健康保険に関する規則第4条第1項に、協議会の会長が議長になるとの定めがございますが、会長、副会長が選出されるまでの間、仮議長により進行したいと思います。仮議長については、事務局に一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>事務局一任に異議なしの声をいただきましたので、松本健康保険部長に仮議長をお願いしたいと思います。</p>
仮議長	<p>誠に恐縮でございますが、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>国民健康保険法施行令第4条第1項に、協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙する。となっております。また、副会長の選出についても、会長と同様となっております。</p> <p>そこで、お諮りいたします。会長・副会長の選出につきましては、まず、公益を代表する委員の皆様で話し合い、その結果に基づき、委員の皆様にお諮り</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
仮議長	<p>する方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしとの声がありましたので、まずは、公益を代表する委員の皆様の話し合いで、選出をお願いいたします。</p> <p>それではその間、暫時休憩といたします。</p> <p>休憩中に、公益代表の委員の皆様には、別室において、ご協議をお願いいたします。</p> <p>(公益を代表する委員が別室へ移動し協議)</p>
仮議長	<p>それでは、引き続き、会議を開きます。</p> <p>公益代表委員による話し合いの結果が出ましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>会長に山崎委員、副会長に河井委員がそれぞれ選出されました。</p> <p>この結果に基づき、会長に山崎委員、副会長に河井委員を選出することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会長に山崎委員、副会長に河井委員が選出されました。</p> <p>会長、副会長が決まりましたので、これをもちまして仮議長の任を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(松本部長、仮議長席を退席)</p>
事務局	<p>それでは、山崎会長、河井副会長にはお席をお移りいただき、就任のご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>【会長あいさつ】</p>
副会長	<p>【副会長あいさつ】</p>
事務局	<p>会議に入ります。会議の議長は、春日部市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、山崎会長をお願いいたします。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	<p>【署名委員の指名】 会議録署名委員に嶋村委員と山崎委員を指名。 国民健康保険運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関であるため会議公開を原則のため「公開」。</p> <p>【答申】 次第6、令和8年度春日部市国民健康保険税の税率改定について、当協議会からの答申を行いたいと思います。</p> <p>— 答申・答申書提出 —</p>
議 長	<p>【議事】 議事（1）、「春日部市国民健康保険税条例の一部改正について（案）」について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>〈事務局説明・事前質問の回答〉</p>
議 長	<p>質疑などのある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>こども子育て支援金で、子どもたちの給付などがより良くなることは良いことですが、所得の少ない人たちからも均等割などを集めながら拡充していることに大きな問題があり納得していないところです。令和10年度までに国として段階的に保険税を引き上げていくということですが、市独自で算出することができるのかお伺いします。</p> <p>また、低所得者に対しては様々な軽減策があるので適正な保険税であると言われてますが、保険税を上げていくなかで低所得者の皆様は滞納せずに納税できているというご認識なのか、低所得者にとって重い負担となっていると考えますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>令和9年度からは、県内保険税水準の準統一に伴い県が示す税率を適用するため、市独自で税率等を算出することは出来ません。</p> <p>次に、低所得世帯につきましては、世帯の所得に応じ均等割額を7割、5割、2割軽減する制度があることから、負担の軽減が図られているものと考えております。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、議事（1）を終結します。</p> <p>【議事】 議事（2）、「令和7年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
	(案) について」事務局より説明願います。
事務局	〈事務局説明〉
議長	<p>質疑等のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>以上をもちまして、議事(2)を終結します。</p>
	<p>【議事】</p> <p>議事(3)、「令和8年度春日部市国民健康保険特別会計予算(案)について」事務局より説明願います。</p>
事務局	〈事務局説明・事前質問の回答〉
議長	質疑等のある方は挙手をお願いします。
委員	<p>保険税について、所得が400万円で子どもが2人いる世帯は税の軽減がなく67万円を超える保険税になることが分かりました。このようなある程度所得のある子育て世帯には本当に厳しい保険税になっていると思います。子育て支援という点からも真剣に考えなければならないと思いますが、負担が重くなっているという事についてのご認識はいがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>国民健康保険は、被保険者数の減少に伴い税収が減少していく一方、高齢化の進展や医療の高度化などによる一人当たりの医療費の増加などにより、ますます厳しい財政状況となっています。このため、国保財政の安定的な運営には、適正な保険税率の設定が必要であると同時に、市民の負担軽減を図ることも必要であると認識しており、引き続き、国庫負担割合の引き上げなど、国保制度の更なる改善が必要と考えております。</p>
委員	<p>滞納について、所得の低い人たちが滞納せざるを得ない状況にあると思っております。そのような中、収納管理課においては丁寧に相談にのっていただいていると思いますが、引き続き、すぐに差し押さえをするといったことはせず丁寧な対応をしていただきたく、令和8年度の考えをお伺いします。</p>
事務局	<p>納期が経過し滞納されている方への対応につきましては、まずは収納管理課といたしましては、督促や催告などのこちら側から納付を促すアプローチをしております。</p> <p>その中で納付相談があった場合は、ご家庭の収入や支出、生活状況をお聞か</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
委員	<p>せいただき、滞納に至った状況を把握させていただきながら丁寧な対応を心がけております。</p> <p>しかし、こちら側からの再三のアプローチに何もリアクションがない、または、納付相談に来られたものの、納付相談において約束された分割納付が不履行になってしまっている場合がございます。</p> <p>その際、財産調査によって滞納分に充てられる支払い可能額が判明した場合は、税の公平性の観点から法律に従って、滞納処分をせざるを得ない状況です。今後も適正に努めてまいります。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業について、医療費抑制として、糖尿病が重くなりますと人工透析など大きな負担になってまいります。ご回答いただいた数字を見ますと、受診者の数が多いとは言いがたいという思いもありますので、必要な方がきちんと受診することが大事だと思います。そこで、令和8年度はどのように取り組んでいくのかお伺いします。</p>
事務局	<p>本市では、埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で実施している、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに参加し、糖尿病性腎症の重症化リスクの高い方に対して、受診勧奨、保健指導、継続支援の3つのプログラムを実施しております。</p> <p>保健指導が終わった後も、継続支援をすることで、継続的に病状の確認や自己管理維持のための支援が行えており、このプログラムに参加した方については、新たに透析が必要となるような、病状が進行した方は0人となっており、プログラム参加の効果が出ているものと考えております。</p>
委員	<p>特定健診について、こここのところ受診率の順位が少し下がっているなどの印象を受けました。そこで、令和8年度はどのように取り組んでいくのかお伺いします。</p> <p>また、人間ドック補助について、特定健診が人間ドックと同程度の内容であったとしても、人間ドックでなければできないものもありますので、人間ドックへの補助を求めてまいりましたが検討状況はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>令和8年度は、特定健診対象者に対して行う受診勧奨通知を例年より多く発送することで、広く受診勧奨を行う予定です。令和7年度は約2万通でしたが、令和8年度は約3万9千通を送付する予定です。</p> <p>次に、人間ドックへの補助につきましては、本市では、春日部市医師会の協力のもと、特定健康診査の受診の際、肺がん、大腸がん及び肝炎ウイルス検診を同時に受診できるシステムを構築しております。このため、人間ドックと同等の検査内容を実施しているものと認識しておりますので、現時点において人間ドックへの助成については考えておりません。</p>

発言者	発言内容 ・ 決定事項
委員	基金積立金について、今後も収支の残高は基金に積み上げていくという考えでしょうか。
事務局	決算に伴う前年度繰越金の基金への積立については、財政部門と十分な調整、協議の上、検討してまいりたいと考えております。
議長	以上をもちまして、議事（3）を終結します。
	【議事終了】
事務局	【その他】 〈国への陳情について報告〉
副会長	【副会長挨拶】
	【閉会】
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するため議長署名・委員署名する。	
令和8年2月10日	
会長	山崎 進
署名委員	嶋村 清
署名委員	山崎 政美